

# 島根大学総合理工学部同窓会山陰支部会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は島根大学総合理工学部同窓会山陰支部と称する。

(事 務 局)

第2条 本会は事務局を置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦と向上をはかり、併せて母校並びに総合理工学部同窓会（以下本部と称す）との連絡を保ち、その発展を助け、もって社会の進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. その他適当な事業

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 本会は山陰およびその周辺に在住する次の者で組織する。

- (1) 島根大学総合理工学部卒業生
- (2) 島根大学理学部卒業生
- (3) 島根大学文理学部理学科卒業生
- (4) 島根大学文理学部理科卒業生
- (5) 島根大学理学専攻科修了生
- (6) 島根大学大学院総合理工学研究科修了生
- (7) 島根大学大学院理学研究科修了生
- (8) 島根大学の上記の学部、学科、専攻科及び研究科に在学した者で、入会を希望する者

## 第 3 章 役員及び役員会

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 若干名 事務局長 1名 理事 若干名

(役 員 の 選 任)

第7条 支部長、副支部長は総会において選出する。事務局長は支部長、副支部長の推薦とし、理事は支部長、副支部長及び事務局長が出身学科、卒業年代を考慮し、推薦するものとする。庶務担当理事、会計担当理事は支部長、副支部長及び事務局長が理事の中から推薦するものとする。

(役 員 の 任 務)

第8条 支部長は本会を代表し、副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその任務を代行する。庶務担当理事は庶務、会計担当理事は会計の任務を行う。

(役員会)

第9条 支部長、副支部長、事務局長及び理事で役員会を組織する。役員会は随時支部長が招集する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役員はその任期を終了するも後任の定まらぬ内は引き続きその任務を行う。

## 第4章 総会

(総会)

第11条 総会は原則として2年に1回これを開くものとするが、4年に1回は本部の総会時に合わせて開く。また、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

(総会招集)

第12条 総会は支部長がこれを招集し、併せて本部役員数名を招待するものとする。

(議決方法)

第13条 総会は出席者を以て成立と認め、議事については出席者の過半数を以てこれを決する。

(役員会の代行)

第14条 会則の変更その他重要な事項は、総会の決議を経るものとする。但し、緊急を要するものについては役員会の決議によって処理し、次の総会において承認を得るものとする。

## 第5章 会計

(経理)

第15条 本会の経費は、定期総会の会費、寄付金およびその他の収入を以て充てる。

(会計報告)

第16条 総会の都度、前回の報告以降の会計について報告する。

附 則

本会則は、平成25年9月14日より施行する。

山陰支部 現役員

支部長 伊藤 一義(文理5物)

副支部長 多久和 実(文理21数) 原田 知幸(文理19物) 錦織 宏介(文理13化)

大島 朗伸(文理24生) 高尾 彬(文理19地)

事務局長 奥村 稔(文理19化)

理事 安達 伸次(文理3物) 金津 守刀(文理15物) 石倉 志津夫(文理20物)

神門 利之(理11化) 秋廣 高志(理18生) 石原 清(理4地)

國清 智之(総理2地) 奈良井 健悟(総理5電) 澤田 友樹(総理5材)